

令和5年8月25日

【所管事務の調査（報告）】

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等
（令和6年度施行分）の改正の考え方の策定について

資料 1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考
え方（案）の意見募集の実施結果について

資料 2 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考
え方

資料 3 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度における評価方法等の詳細

環 境 局

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の 改正の考え方（案）の意見募集の実施結果について

1 概要

本市では、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しており、脱炭素化の取組をさらに加速させるため、令和5年3月に「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正したところです。

このたび、「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」及び「建築士太陽光発電設備説明制度」について、令和6年4月に施行する川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方（案）を取りまとめ、皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、13通（意見総数33件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方（案）について
意見の募集期間	令和5年6月5日（月）から令和5年7月4日（火）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（6月1日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 環境情報 ・ ツイッター、メールマガジン ・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ 各生活環境事業所 ・ 環境局脱炭素戦略推進室（市役所第3庁舎17階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ・ 各生活環境事業所 ・ 環境局脱炭素戦略推進室（市役所第3庁舎17階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		13 通（33 件）
内	電子メール(フォーム含む)	9 通（27 件）
	F A X	0 通（0 件）
	郵送	0 通（0 件）
訳	持参	4 通（6 件）

4 御意見の内容と対応

「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」及び「建築士太陽光発電設備説明制度」について寄せられた御意見を踏まえ、一部修正を行い、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	意見数	A	B	C	D	E
事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度	16 件	1	5	0	9	1
建築士太陽光発電設備説明制度	17 件	2	8	2	5	0
合計	33 件	3	13	2	14	1

5 具体的な御意見内容と考え方

(1) 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	制度の変更で、かかる経費が増加する可能性がある。また、膨大な時間と経費を伴う作業のため、税制優遇、補助金等の具体的なインセンティブがないと担当として動きにくい。	本市は、政令市の中でも温室効果ガスを大量に排出しており、また、現行の計画書・報告書制度の対象事業者において市域の排出量全体の約80%に相当する量を占めていることから、本市が市域における事業者の皆様の排出量や取組等を詳細に把握し、市内の事業活動を脱炭素化へつなげていくことが大変重要であると考えています。ただし、事業者の皆様の作業負担を考慮した計画書・報告書様式等を作成するとともに、評価結果に応じて、事業者の皆様の様々な創意工夫・チャレンジを誘導する支援策を検討してまいります。	D
2	排出量の多いところに対する報告は、削減のために必要だと思う。また、その結果に対して市民が注目するような報告にしてほしいと思う。	事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度を適切に運用し、本市の掲げる2030年度の温室効果ガス排出量削減目標の達成と、2050年の脱炭素社会の実現を目指してまいります。また、報告書の評価結果については、市民の皆様に分かりやすく公表してまいります。	B
3	中小事業者に対する簡易制度は、関心はもっているが、どうしていいかわからないという事業者に対してできる限りの支援をやってほしいと思う。ZEH、ZEB等の教育支援等も考えてもらいたいと思う。	中小規模事業者に向けては、分かりやすい広報物を作成するとともに、今後創設予定の「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」も活用しながら、排出量の算定等を伴走支援し、簡易版制度の活用につなげてまいります。また、評価結果に応じて、事業者の皆様の様々な創意工夫・チャレンジを誘導する支援策を検討してまいります。	B
4	中小事業者向け支援策について、先進的に本制度に登録した事業者には、提案されている4つの支援カテゴリーに加え「表彰制度」なども加える必要があると思う。	規則等改正の考え方P.42に記載のとおり、広報型支援を行うこととしており、その中で取組結果に応じた表彰制度も検討してまいります。	B
5	評価結果の公表については、省エネ法の事業者クラス分け評価制度と同様に、高評価(A水準)のみの事業者とし、その他の評価(B・C水準)の場合には事業者への通知のみとする等、特定事業者の不利益にとならないように制度設計いただきたい。	規則等改正の考え方P.8に記載のとおり、評価の公表にあたっては、天災等による影響がある場合等は公表しないこととしております。また、経過措置として、C水準の公表についても2計画期間連続の場合に限定する等の対応を考えております。その他、評価結果に対して弁明の機会を設けること等も予定しており、評価の公表を行う上で事業者の皆様の不利益については、配慮してまいります。	D

6	<p>事業特性により市内にある事業所において温室効果ガス排出量が削減出来ない場合には、グループ全体での温室効果ガス排出量削減率や排出量削減に向けた取組状況を踏まえ評価頂く等、特定事業者の不利益とならないように制度設計いただきたい。</p>	<p>規則等改正の考え方P.34に記載のとおり、グループ全体での取組については、脱炭素に向けた中長期的な削減目標あるいは業界団体等の設定している削減目標の進捗状況等の項目で評価する予定です。</p> <p>規則等改正の考え方P.8に記載のとおり、評価の公表にあたっては、天災等による影響がある場合等は公表しないこととしております。また、経過措置として、C水準の公表についても2計画期間連続の場合に限定する等の対応を考えております。その他、評価結果に対して弁明の機会を設けること等も予定しており、評価の公表を行う上で事業者の皆様の不利益については、配慮してまいります。</p>	B
7	<p>報告においては、事業者は同様なデータ等を国にも報告しているため、事業者の手間とならないように、国への報告データ等を直接川崎市にて入手・活用して頂く等、効率化を図っていただきたい。</p>	<p>本市は、政令市の中でも温室効果ガスを大量に排出しており、また、現行の計画書・報告書制度の対象事業者において市域の排出量全体の約80%に相当する量を占めていることから、本市が市域における事業者の皆様の排出量や取組をコミュニケーションをとりながら把握することが、市内の事業活動を脱炭素化へつなげていく上で大変重要であると考えています。</p> <p>ただし、事業者の皆様の作業負担を考慮した計画書・報告書様式等を作成してまいります。</p>	D
8	<p>事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うとあるが、評価者は市の職員か？</p>	<p>規則等改正の考え方P.43に記載のとおり、川崎市が評価基準に基づき、有識者等による確認を行った上で、評価を行うこととしております。</p>	D
9	<p>公表は、評価項目、事業者毎の他、業種毎もあると比較しやすいと思う。 また、評価結果を公表しない場合、公表しない合理的な理由は公表して欲しい。</p>	<p>規則等改正の考え方P.36に記載のとおり、評価結果の公表については、評価項目ごと、事業者ごとの2通りを考えております。なお、総括として業種ごとの傾向等を取りまとめることを考えております。また、公表しない合理的な理由についても総括の中でお示しすることを考えております。なお、公表しない合理的な理由について、個別事業者毎にはお示しませんが、全体の傾向を総括の中で公表することを考えております。</p>	B
10	<p>車種ごとの燃費基準値の表ですが、バスは乗用自動車で合っているか？</p>	<p>P.30に記載の車種ごとの燃費基準値の表及びP.31に記載の車種・重量毎の燃費値による配点では、大きく乗用と貨物に分類しており、バスは乗用自動車としております。</p>	D
11	<p>二酸化炭素フリー熱エネルギーの導入は、温室効果ガスフリー熱エネルギーではないか？</p>	<p>温室効果ガスについては、そのほとんどを二酸化炭素が占めることから、実質的に同義であり、また、市民の皆様へのわかりやすさの観点から呼称については二酸化炭素フリー熱エネルギーを採用する予定です。</p>	D

12	経済型支援として、国などの補助金で何が活用できるかまで教えて欲しい。	補助金の案内も含め、計画書・報告書に記載された取組内容等に応じた適切な支援を行ってまいりたいと考えています。	D
13	今回、事業活動脱炭素化取組指針等を見直すうえで委託していると思うが今後、指針を社会情勢に合わせて見直す際も委託するのか。	今後の指針等の見直しについては、見直し内容等を踏まえ、必要に応じて手法を検討してまいります。	E
14	事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度について、評価は提出前に事業者側である程度確認できるか？	計画書・報告書を作成する際の作成支援ツールとして、エクセルファイルの入力支援シートの提供を予定しており、その中で入力内容に応じた暫定的な評価を表示することを検討しております。	D
15	事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度について、現行制度から切り替わるタイミングはいつか？	本制度は令和6年4月施行を予定しておりますが、現行制度で既にご提出いただいている事業者様の場合、現在の計画期間が終了し、次の期間の計画書を御提出いただく際に、本制度の適用になります。	D
16	事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度について、排出量の算定については、国の算定・報告・公表制度の算定方法に準じていると思うが、現在、国においても基礎排出係数のあり方等について検討がされている。こうした状況も踏まえつつ、事業者の不利益とならないような制度としていただきたい。	御意見を踏まえて、公表しない場合の事例として、考え方P.8及びP.35に、「評価を行う上で基礎となる事項について国等において見直し等に向けた議論が進められている場合」を追記しました。今後、国の算定・報告・公表制度等の動向を注視し、必要に応じて制度の改定や公表の方法の検討を行っていきたいと考えております。	A

(2) 建築士太陽光発電設備説明制度

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
17	<p>建築士説明制度は、太陽光発電設備を促す良い機会になる。</p> <p>建築主に有益となる情報を説明できる制度とするよう取組を進めていくべき。</p> <p>【同趣旨他 2 件】</p>	<p>本制度は建築物への設備設置の促進を図るうえで重要な制度であると認識していますので、建築士が建築主に太陽光発電設備の設置に資する情報を正確に伝えることができるよう、説明ツールの提供などによる支援を行いながら、建築主の方に適切に理解いただいた上で、設置の判断をいただけるよう取り組んでまいります。</p>	B
18	<p>説明内容には、陸屋根設置における場合の防水保証に関する説明も含まれるのか。</p> <p>建物屋上には、防水層があり、陸屋根に重量物を設置した場合、防水保証が受けられないことも生じるため設置を検討する場合に、具体的な設置方法など情報提供が必要である。</p>	<p>防水工事事業者とその保証範囲に関して事前協議することや、太陽光発電設備の取り付け部分を防水層へ損傷を与えない箇所に設置することで十分な止水能力を維持することができる施工法について、市民や施工事業者などに情報発信してまいります。また、新築時等に設置を促す制度であり、太陽光発電設備と屋根の施工事業者が同一となることが見込まれるため、適切な履行が行われると考えております。</p>	D
19	<p>説明は建築士以外の者(営業担当者等)であっても可能として欲しい。</p> <p>【同趣旨他 1 件】</p>	<p>建築士以外の方であっても、本制度趣旨に沿った説明が可能である場合は、建築士の方以外でも説明の代行が可能となるよう、制度構築を行ってまいります。</p>	B
20	<p>建築主が建築物の仕様を決定した後に説明を受けても仕様変更は困難なので、建築主が建築物の仕様を決定する以前の時期に説明を行うことを定めるべきではないか。</p>	<p>説明を行う時期については、建築主の意向が設計に反映させることができる時期に行えるよう、説明時期等を示したフローを作成し、適切な説明時期を周知してまいります。</p>	B
21	<p>行政が作成する説明ツールにおいては専門的な用語を多用せず、一般の市民でも容易に理解できる資料にして、建築主が環境性能の高い住宅を選択しやすい環境を整備することを希望する。</p>	<p>御意見を踏まえて、考え方P.15に「市民・事業者にもわかりやすい」を追記しました。</p> <p>また、説明ツールについても、市民・事業者の方にわかりやすい資料を作成してまいります。</p>	A

22	書面での説明に限定しない方が良い。	「施行規則等の考え方」P.13に記載の通り、本制度では、書面の説明だけでなく電子ファイルなどのデータにより説明していただくこともできる制度としています。また、制度が円滑に運用されるよう、今後、制度履行におけるフロー等を作成し、説明手法、説明対象等について周知を行ってまいります。	B
23	「新築等に係る設計を行うとき」は、設計委託契約後、設計が確定するまでの間という認識でよいか。	説明を行う時期については、建築主の意向が設計に反映させることができる時期に行えるよう、説明時期等を示したフローを作成し、適切な説明時期を周知してまいります。また、「新築等に係る設計を行うとき」は、設計が完了するまでの期間を指しております。	D
24	説明する建築士の資格要件は、対象建築物の設計ができる建築士という認識でよいか。	本制度により、建築主の方に太陽光発電設備について正しく理解いただいた上で、設置の判断をいただきたいと考えております。そのため、建築士以外の方であっても、本制度趣旨に沿った説明が可能である場合は、建築士の方以外でも説明の代行が可能な制度とすることを検討しています。	D
25	説明する建築士は、設計に関与していない事務所の建築士でも可能か。	本制度により、建築主の方に太陽光発電設備について正しく理解いただいた上で、設置の判断をいただきたいと考えております。そのため、建築士以外の方であっても、本制度趣旨に沿った説明が可能である場合は、建築士の方以外でも説明の代行が可能な制度とすることを検討しています。	D
26	「建築物の新築等」とは、建築物の新築、増築、改築を指すという認識でよいか。	「建築物の新築等」とは、建築物の新築、増築、改築を指します。	D
27	建築事業者が建築主である場合について、「建売住宅などの場合」のように例示して頂きたい。	御意見を踏まえて、考え方P.14の例示に「建売住宅など」を追記しました。また、制度が円滑に運用されるよう、今後、制度履行におけるフロー等を作成し、説明手法、説明対象等について周知を行ってまいります。	A

28	<p>「設置することが可能な太陽光発電設備の量」は最大搭載可能量に読めるが、屋根形状等により最大搭載可能量が必ずしも建築主にとって有益な情報とならないため、建築主に配慮した説明ツールの作成を行ってほしい。</p>	<p>太陽光発電設備については、建築主の方に適切に理解いただいた上で、設置の判断をいただくことが重要と考えております。</p> <p>その上で、物理的に最大搭載可能量ではなく、建築主の方に配慮した適切な提案を建築士の方から行っていただけるよう説明ツールの作成を行ってまいります。</p>	B
29	<p>環境負荷低減の説明については「説明ツール」に記載された内容を建築主に伝えると建築士の説明が完了するような作りにして頂きたい。</p>	<p>いただいた意見を参考にしながら、建築士の方の負担等に配慮しながら、建築主へ建築士が説明すべき内容を検討してまいります。</p>	C
30	<p>太陽光パネルを設置している方の声(設置理由、苦労したこと等)をホームページで紹介すべきである。</p>	<p>太陽光発電設備の普及に向けた取組を進める上では、現在利用されている方の声などをこれから設置される方に情報発信していくことも重要と考えておりますので、いただいた御意見を踏まえて取組を検討してまいります。</p>	C

6 パブリックコメント意見を踏まえた変更点

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
評価結果を公表しない場合について追記	<p>(P8)</p> <p><u>天災その他の不可抗力による場合、評価を行う上で基礎となる事項について国等において見直し等に向けた議論が進められている場合等</u></p> <p>(P35)</p> <p><u>結果を公表しない場合の事例を示す。(天災その他の不可抗力による場合、評価を行う上で基礎となる事項について国等において見直し等に向けた議論が進められている場合等)</u></p>	<p>(P8)</p> <p>天災等による影響の場合</p> <p>(P35)</p> <p>記載なし</p>
説明の除外対象について例示を追記	<p>(P14)</p> <p><u>建売住宅などを建築する事業者が建築主である場合</u></p>	<p>(P14)</p> <p>記載なし</p>
説明ツール作成にあたり市民・事業者にわかりやすいものを作成する旨を追記	<p>(P15)</p> <p><u>市民・事業者にもわかりやすい説明ツールの作成を行うものとする。</u></p>	<p>(P15)</p> <p>記載なし</p>

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

7 今後のスケジュール

令和5年8月25日 パブリックコメントの結果公表

令和5年10月頃 改正施行規則及び改正指針の公布

令和6年4月1日 改正施行規則及び改正指針の施行